

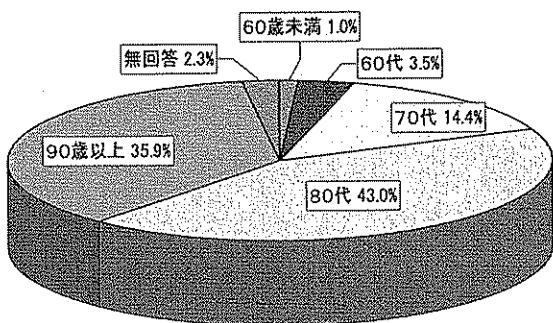
## 2 利用者家族への意識調査結果の概要

- ◆今回の調査の結果、利用者家族の8割以上が身体拘束の意味を理解していると回答している。しかし、身体拘束が禁止されている具体的行為について聞いてみると、「ミトン型手袋等」について、約6割が「身体拘束にあたると思わない」と回答しており、必ずしも具体的な拘束の手段を理解しているとはいえない。
- ◆身体拘束が原則禁止であることについては、8割以上が知っている、6割程度がその意義を肯定的に捉えている。しかし、その一方で、家族などへの説明・同意が適正に行われれば、状況によっては、拘束はやむを得ないという認識に立っている。
- ◆利用者家族は、身体拘束の実施に際し、同意する役割を担う。そのため、県は、身体拘束の正しい意味及び身体拘束廃止の意義を、より積極的に普及啓発する必要がある。

### 1 利用者の状況 ~女性7割以上、施設の利用期間は3年未満が約6割~

利用者の性別は、「男性」が22.4%、「女性」が74.5%（「無回答」が3.1%）であった。また、年齢別では、「80代」が43.0%、「90歳以上」が35.9%の順に多かった（図表1）。

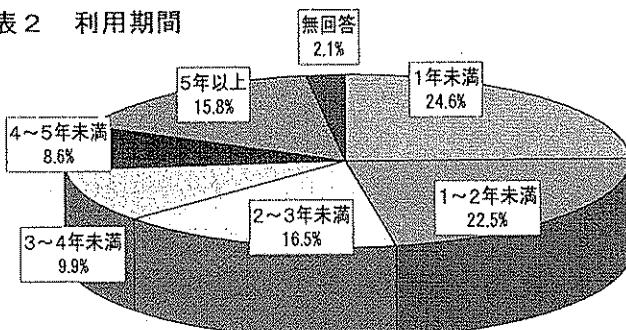
図表1 利用者の年齢構成



施設の利用期間については、「1年未満」が24.6%（前回24.0%）、「1～2年未満」が22.5%（同21.1%）、「2～3年未満」が16.5%（同17.1%）、「5年以上」が15.8%（同17.1%）の順に多かった（図表2）。3年未満の利用者は合わせると6割程度を占め、5年以上の長期利用も1.5割程度いる。

<回答者の内訳> (N=915)	
① (性別)	
男性	(34.5%)
女性	(63.9%)
無回答	(1.5%)
② (年齢別)	
20代	(0.3%)
30代	(2.3%)
40代	(9.4%)
50代	(28.5%)
60代	(40.9%)
70代	(14.2%)
80代	(2.6%)
90歳以上	(0.8%)
無回答	(1.0%)
③ (利用者との続柄)	
配偶者	(12.6%)
子ども	(32.9%)
兄弟姉妹	(1.9%)
父母	(36.9%)
孫	(2.5%)
その他親族	(6.0%)
その他	(6.0%)
無回答	(1.2%)

図表2 利用期間



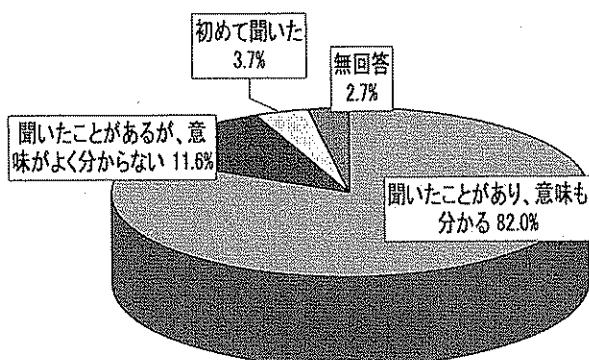
### 2 身体拘束に関する認識度

～身体拘束の認識度は高いが、拘束をやむを得ないとする考え方～  
「身体拘束」という言葉を「聞いたことがあります」という回

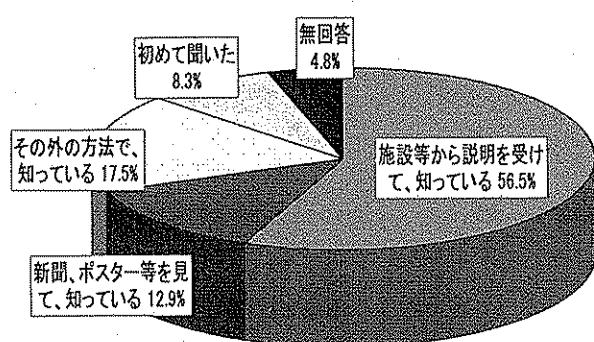
答は、82.0%（前回 76.8%）であり、「初めて聞いた。」は 3.7%（同 3.8%）であった（図表 3）。

また、介護保険施設等における身体拘束の原則禁止については、「施設等から説明を受けて、知っている。」（56.5%、同 54.5%）、「その他の方法で、知っている。」（17.5%、同 15.7%）「新聞、ポスター等を見て、知っている。」（12.9%、同 13.8%）、であり、合わせると 86.9%（同 84.0%）の回答があった（図表 4）。

図表 3 身体拘束の認識度



図表 4 身体拘束の原則禁止についての認識度



さらに、身体拘束が原則禁止となっていることについては、「本人又は家族等に十分な説明があり、同意できれば仕方ない。」（64.2%、同 63.0%）、「原則禁止となったことは、良いことだと思う。」（59.6%、同 48.2%）という回答が多いことから、身体拘束は、原則禁止であることは理解しているが、説明・同意が適正に行われれば、やむを得ないという認識に立っていることが推察される（図表 5）。また、「施設等に迷惑が掛るならば、拘束はやむを得ない。」（35.3%、同 35.8%）、「夜間などは拘束してもらった方が安心できる時がある。」（25.4%、同 26.3%）、「他の利用者等で暴れたり動き回る人については拘束してもらいたい。」（20.1%、同 21.2%）という回答が一定数を占めることから、状況次第では、拘束を容認しているといえる。

その一方で、「本人の安全を守るという理由で拘束するのはおかしいと思う。」は 9.3%（同 8.4%）に留まっている。

図表 5 身体拘束の原則禁止についての考え方

項目	回答
本人又は家族等に十分な説明があり、同意できれば仕方ない	64.2%
原則禁止となったことは、良いことだと思う	59.6%
施設等に迷惑が掛るならば、拘束はやむを得ない	35.3%
夜間などは拘束してもらった方が安心できる時がある	25.4%
他の利用者等で暴れたり動き回る人については拘束してもらいたい	20.1%
本人の安全を守るという理由で拘束するのはおかしいと思う	9.3%
その他	4.2%
無回答	3.8%
わからない	3.2%

※回答数の多い順に掲載

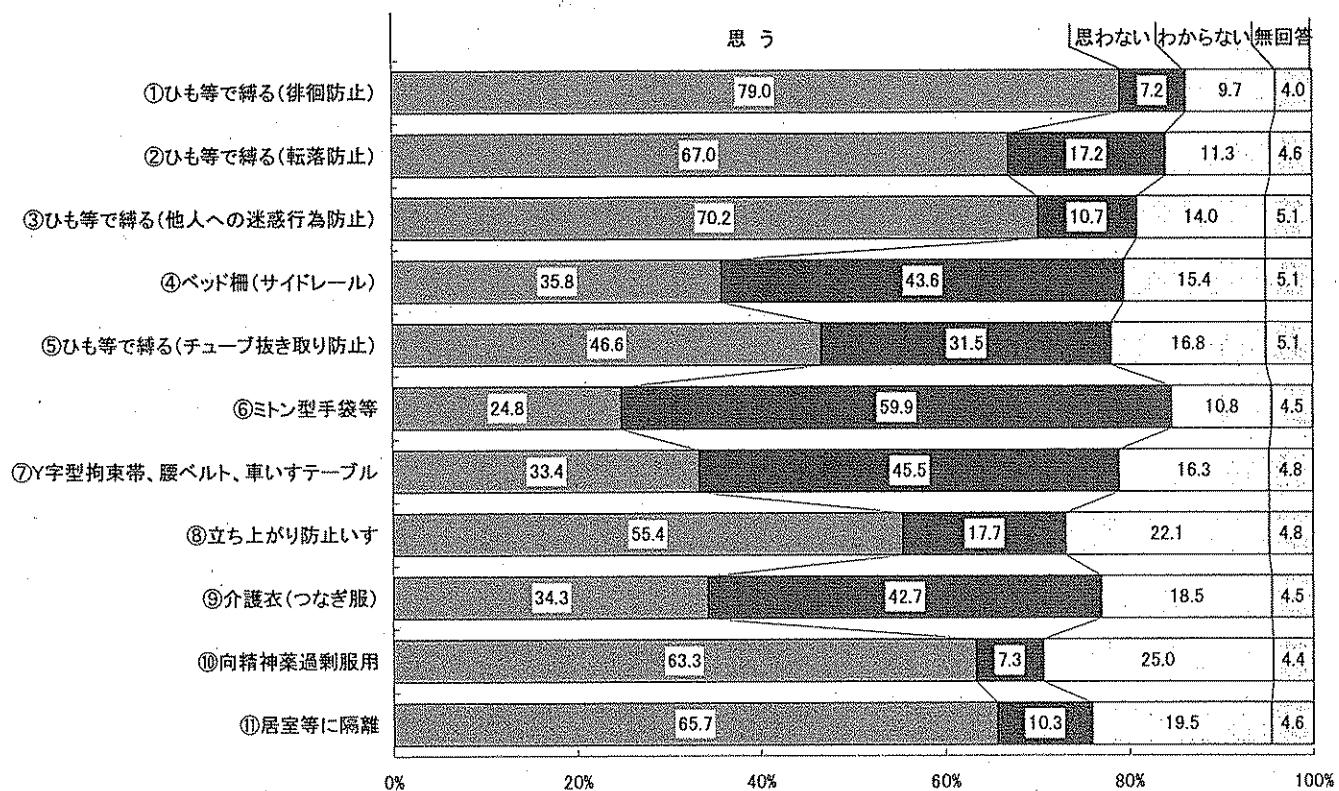
### 3 身体拘束が禁止されている具体的行為に対する意識

～「ミトン型手袋等」について、約6割が身体拘束にあたると思わない～

身体拘束の禁止規定に該当する具体的行為について、身体拘束にあたると「思わない」と回答した割合は、「点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。」(59.9%、前回 59.4%)、「車いすやいすからずり落ちたり、立ちあがったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。」(45.5%、同 45.5%)、「自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。」(43.6%、同 43.7%)、「脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。」(42.7%、同 41.6%) の順に多く、これらの行為については、「思わない」が「思う」を上回っており、身体拘束であるとの意識が低い（図表6）。

利用者家族は、事業所側から説明を受け、身体拘束の実施に関して同意する役割を担う可能性が高いことから、どのような行為が身体拘束にあたるのかについて、正しい理解を促すために、一層の意識啓発を進める必要がある。

図表6 禁止されている具体的行為について、身体拘束にあたると思うか



#### 4 身体拘束の手続き～文書同意は不徹底～

緊急やむを得ず、身体拘束を実施する場合の利用者又は家族等への説明と同意については、「説明があり、文書で同意した。」が 23.6%（前回 27.0%）であった（図表 7）。一方で、「説明があり、口頭で同意した。」（9.0%、同 11.1%）、「説明はなかったが、口頭で同意した。」（0.7%、同 1.1%）など、取組状況等調査と同様に、家族の承諾が介護現場では必ずしも徹底されていない。

なお、「拘束があるとは聞いていないので、特にない。」が 38.1%（同 37.2%）となっている。

#### 5 取組の周知度等～ゼロ宣言の周知及び身体拘束廃止の意義の普及啓発が課題～

身体拘束ゼロ宣言については、34.6%（前回 28.6%）に周知されており、前回調査よりも周知度は高まっているが、利用者家族に対しては、いまだ十分に周知されているとは言い難い（図表 8）。

平成 25 年 10 月末現在、県内事業所の 88.9% がゼロ宣言を行っている。しかし、ゼロ宣言やゼロ宣言のポスターの掲示の意義が、利用者家族に十分認識されていないことが、推察される。

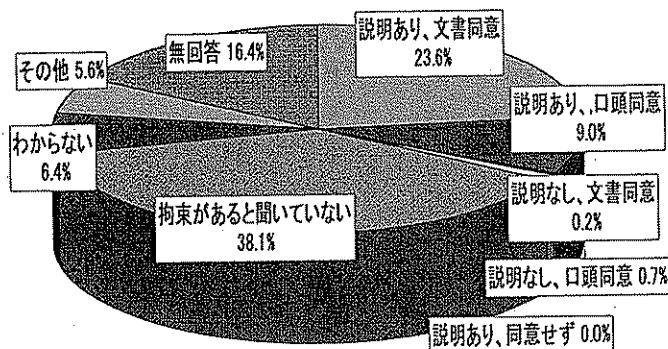
#### 6まとめ

今回の調査の結果、利用者家族の 8 割以上が身体拘束の意味を理解していると回答していた。しかし、身体拘束が禁止されている具体的行為について聞いてみると、「ミトン型手袋等」について、6 割程度が「身体拘束にあたると思わない」と回答しており、必ずしも具体的な拘束の手段を理解しているとはいえない。

また、身体拘束が原則禁止であることについては、8 割以上が知っており、半数近くがその意義を肯定的に捉えている。しかし、その一方で、家族などへの説明・同意が適正に行なわれれば、状況によっては、拘束はやむを得ないという認識に立っている。

利用者家族は、身体拘束の実施に際し、同意する役割を担う。従って、身体拘束を廃止させるためには、事業所側の努力に加え、利用者家族に、身体拘束廃止の意義を正しく理解していただくことが必要である。今後、県としては、「身体拘束廃止フォーラム」などを通して、広く普及啓発に努める必要がある。

図表 7 身体拘束を実施する場合の手続き



図表 8 身体拘束ゼロ宣言の周知度

